



巻頭言—生存権の保障—

先月22日に大阪地裁は、生活保護費を引き下げたことは「裁量権の逸脱や乱用」であり、「生存権を保障する憲法25条に違反する」として、原告勝利の判決を出しました。原告団・弁護士や支援者らは「生活保護基準の裁判で勝利したのは、1960年の朝日訴訟以来」だとして「画期的判決」と評価しています。

憲法第25条には、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利がある」と生存権について規定されており、その保障責任は国にあります。生活保護法は、国民の生存権を保障するための法律です。生活費などの「保護基準」は、厚生労働大臣が定めることになっています。

さて、今回の判決は、厚生労働省が2012年の生活保護基準改定の際に決定され、2013年からの3年間で基準額を平均で6.5%、最大で10%も引き下げたことに対して下されたものです。その理由として生活保護費の引き下げは、①世界的な原油価格や穀物価格の高騰で特異な物価状況が生じた2008年を基準として、そこからの物価の下落を考慮したものであること、②物価下落を総務省の公表している消費者物価指数ではなく、厚生労働省が独自に算定した指数を用いたものであること、という2点が挙げられています。物価に応じて保護費を柔軟に変更することは理にかなっていますが、その際の基点を2008年の9月のリーマンショック前の物価が異常に高騰していた時期にしているというのは、理屈に合いません。リーマンショックにより世界的に経済が冷え込み、消費が落ち込み物価が下がり、保護受給者も同年秋以降に急増し、2011年7月の生活保護受給者数は205万495人と、過去最多であった戦後まもなくの1951年度を超える人数となり、それ以降も増加を続け、2015年3月時点の生活保護受給者数は217万4,331人となり、過去最多になりました。またこの間の特徴として、「その他世帯」が急増するという変化があります。「その他世帯」とは、65歳以上の高齢者世帯、障害者や傷病者の世帯、母子世帯でもない世帯という意味で、いわゆる「稼働能力層」が多く含まれる比較的健康な現役年齢層です。こうした「その他世帯」が、急増していることで、経済不況の大きさがうかがえます。

このように国民の生活が厳しくなっている時期に、総額で約670億円もの保護費の削減が行われたのです。しかも、消費者物価指数（保護費の減額の際の同指数はマイナス2.35%）



ではなく、厚生労働省が独自に用いている指数を基準にしているのですが、それはテレビやパソコンなどの教養娯楽品を基にしたものであるため、全体の下落率が高くなり（マイナス4.78%）、しかも生活保護世帯ではそもそもそうした品目の支出の割合が低いため、生活保護受給者にとっては物価の下落幅以上に保護費を減額されたこととなります。

したがって、まさに「裁量権の逸脱や乱用」であるこうした合理性を欠いた国の政策に対し、「違法」であるとの大阪地裁の判決は極めて妥当であるといえます。同種の訴訟は29都道府県で約9000人が起こしています。今回の生活保護費減額が違法であるとの判決が、ほかの裁判にも影響を与え、政府および厚生労働省によるこうした非合理的な政策判断を抑止していければと思います。

とはいえ昨年6月の名古屋地裁の判決では、「厚生労働省の裁量の範囲である」として請求が棄却されています。また生活保護費の減額と抱き合わせで2013年12月に生活困窮者自立支援法ができています（2015年4月施行）。上述の稼働能力のある「その他世帯」への支援として創設されたものですが、実は学界や業界においても新設された制度への関心は高かったものの、保護費減額への批判はほとんどありませんでした。

生活保護基準の改定は5年に1度行われるのですが、2017年改定では、2018年から2020年の毎年10月に段階的に減額が行われ、扶助費は最終的に年間160億円も削減されています。これについても全国で6000を超える世帯が不服申し立て（行政への審査請求）をしています。なぜかとも理不尽な政策が断行されているのでしょうか。社会福祉は慈善や恩恵ではなく権利です。まず「権利としての社会福祉」の意味を、私たち一人ひとりがしっかりと考えることが大切です。

KCDラボ代表 松端克文

シリーズ 情勢分析と運営・実践の処方箋

今月のテーマ：「地域福祉」という捉え方 (3)

◆地域を基盤としたソーシャルワーク

今日では、「地域を基盤としたソーシャルワーク」という表現がよく用いられる。ソーシャルワークは、コミュニティワークやソーシャルアクションなども含めて幅広い概念だが、「地域を基盤として」とことわる場合には、地域社会の一員であることや、地域社会で暮らすこと、誰もが排除されない地域づくりなど、個々人の「地域での暮らし」に着目しているといえる。つまり個人やその家族の生活を支援していく上で、「個別支援」の場面から、地域での生活を支える「地域生活支援」へ、さらには地域づくりでもある「地域支援」へと展開していくような支援のあり方のことを示す概念である。また、「コミュニティソーシャルワーク」という場合も、ほぼ同様の意味だといえる。日本においてその重要性を指摘してきた大橋謙策は、「コミュニティソーシャルワークとは、地域自立生活上サービスを必要としている人に対し、ケアマネジメントによる具体的援助を提供しつつ、その人に必要なソーシャル・サポート・ネットワークづくりを行い、かつその人が抱える生活問題が地域で今後同じように起きないよう福祉コミュニティづくりとを統合的に展開する、地域を基盤としたソーシャルワーク実践であり…(中略)…個別援助を核として、歴史的に構築されてきたコミュニティ・オーガニゼーション(コミュニティワーク)の理論、考え方を包含したものである」と述べている。

◆今日の地域生活課題の特徴と地域づくり

こうした個別支援から地域づくりへと展開していくような支援の方法論を重視することが、今日の福祉の現場でのひとつのトレンドとなっている。

その背景には①ニーズに対応する制度がないような「制度の狭間の問題」、②ひとりで複合的な課題を抱えている場合や家族のなかに複合的な課題がある「複合多問題」、③そしてセルフ・ネグレクトも含めて支援を拒否している「支援拒否問題」といった地域生活課題を抱えている人たちが多く存在しているということが挙げられる。

このような問題は法制度に基づくサービス利用などを中心とした個別支援だけでは対応できないので、地域ぐるみの取り組みが必要となってくる。たとえば①の場合なら「制度の狭間のニーズ」に対応できるような新たな資源(地域福祉活動や事業など)を開発する必要があるし、②なら当該地域において関係者のネットワークを形成し連携して支援すること(多職種連携)が不可欠となる。また③なら地域での住民による見守り活動などから、専門的な支援へとつなげていくような支援が求められる。つまり社会福祉協議会や地域包括支援センター、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業などの「総合相談窓口」としての業務を担う支援の現場では、個別支援を通じて地域支援・地域づくりへと展開していくようなアプローチが重視されているのである。

しかし、このように地域を「支援の舞台」として捉える視座とは別に、「生活の舞台」としての地域を当該地域の住民が共同して自治的に暮らしやすい地域に変えていくことを重

視するというところに地域福祉の醍醐味があるといえる。

◆「生活の舞台」としての地域の自治の形成

「一人の力ではどうにもならない問題があるとき、人々が集まって“私たち”を形成し、“私たち”の問題を解決していくことこそ、デモクラシー」だといえる(宇野重規 2010『<私>時代のデモクラシー』)。デモクラティックに取り組むためには個人化されている生活課題を公的問題へと変換する必要がある。その鍵となるのが地域において集い、交流し、話し合える場・機会(=プラットフォーム)であり、「対話」と「学び合い」の仕組みである。そこでの共同的な実践が、地域の「自治」を具現化するとともに、親密な関係を通じて形成される「親密圏」・「共同性」から、より開かれた「公共圏」・「公共性」へと展開していくための回路にもなる。

地域にかかわる場合、それが<「支援の舞台」としての地域>であるのなら、①生活していく上で困難な状況に置かれている住民を支援する場合、その住民を支えるソーシャル・サポート・ネットワークをつくっていく②その住民と同じような課題を抱えている当事者としての住民同士を組織化し、その活動を支援していく(当事者の組織化)、③ある生活課題を地域や社会として対応すべき課題として地域のなかで共有化し、社会問題へと変換していく、という大きくはこのような3つのアプローチがある。同じ課題を抱える当事者同士をつなぐことや、買い物支援や子ども食堂に象徴されるように、「買い物」にする「食事」にする、各家庭内で対応されていたような問題を、地域のなかでの活動として対応していくためには、その課題を「共有化」するためのプラットフォームをどのように形成していくのかということが重要となる。

◆相互エンパワーメントとしての自治

そして<「生活の舞台」としての地域>においては「自治」を目指した実践を展開していくことが重要となる。現在、厚生労働省により進められている「地域共生社会の実現」に向けた政策では、もっぱら地域生活課題を抱える住民の「支援」の観点から「地域づくり」が求められているといえる。社会福祉法人に課せられている「地域における公益的な取組」にしても、地域づくりそれ自体の大切さもさることながら、やはり生活していく上で困難な状況に置かれている住民への支援が重視されている。それだけにそうした政策を相対化し、いかにして「生活の舞台」としての地域での「自治の形成」という取り組みを通じて、ダイナミックな議論や実践を創出していくのか、ということが問われることになる。ここでいう「自治」は、換言すればそこにかかわる人たちが相互にエンパワーメントしていくことでもある。

エンパワーメントとは、一人ひとりがかけがえのない“私”として、自分らしく輝いて生きていくことだが、だれかひとりだけがエンパワーメントしていて、周囲がどんどんパワーレスの状況に追い込まれているのなら、それはエンパワーメントとはいえない。“輝き”は相互に連鎖するものだからである。地域福祉はそうした地域(=コミュニティ)をつくっていく実践なのである。

KCD ラボ代表 松端 克文

(武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授)

* 毎月ホットなテーマを取り上げ、ヒントを提供します。

内部研修

～児童発達支援センターおかば学園～

2月5日・3月5日に、児童の見立てと効果的な支援方法の検討をテーマに、児童発達支援センター（以下、児発センター）にて内部研修が行われました。講師は、梅花女子大学心理子ども学部こども教育学科准教授の高畑芳美先生です。2日間で児童発達支援管理責任者（以下、児発管）を含む、のべ26名の職員が受講しました。



両日とも、午前中は児発センターでの保育の様子を講師が観察、午後は講義、その後グループごとに分かれてそれぞれ気になる事例について講師に相談する、という流れで進められました。講師は、児発センターの環境や登園してきた子どもたちの様子、職員の動き、ちゅうりっぷ・たんぼぼ・ひまわりの3つのグループの保育（給食も含めて）を、じっくりと観察されていました。そのなかで、子どもたちの特性の把握や保育内容の進め方などを確認されているようでした。2月5日の午後は『療育のベースとなる対応と保護者支援の基本』という講義で、神戸市の療育の概要や幼児期の療育の枠組み、そのかわりの基本姿勢や保護者に対する相談援助の基本について学びました。3月5日の午後は、『集団と個の育ちを育む療育』という講義で、他者とのかわりのなかでしか形成されない“社会性”についてなどのお話を伺いました。



講義のあとで、講師にはそれぞれのグループにて、職員からの個別の相談にお答えいただきました。事前にアンケートに記入しておいた事例について相談したり、講師に見ていただいたこの日の子どもの様子について、日頃から考えていたことを尋ねてみたり…。職員の前向きな質問がたくさん飛び交いました。



研修を受けての感想や日頃考えておられることなどを、児発管である村田さんに伺いました。

村田さん『とても勉強になりました。これまでもパート職員の方々から、『実務的な研修を受けたい』という要望はあったんですが、なかなか実現できずにいたので、今回の研修は非常にいい機会だったと思います。内容についても、職員全員で確認ができ、共通認識がもてたように思いました。高畑先生という第三者の視点からの助言をいただくことができ、新しく“風”が入ったことを感じます。これからも、高畑先生に見ていただきたいですしお話を伺って、いろいろと学びたいと思いました。私たちがかわかる時期は幼児の間で、小学校へつなぐところで卒園となりますが、もちろん子どもたちの人生はここで終わりではなく、これからも続きます。子どもたちのために私たち職員は、“先のゴールを見通しての支援”を行わないといけないと思います』



2日間の研修を通して感じたことは、「職員の熱心さ」でした。子どもたちは元気でかわいらしく、児発センターは楽しい雰囲気でしたが、もちろんそれだけではなく、集団にうまくなじめていない子どもの対応や、今回のような通常とは違う外部の大人の存在で落ち着かなくなったりする子どもの対応など、スムーズにできなかったこともたくさんあると思います。でも職員の皆さんは常に笑顔で、生き生きと動いており、その働きぶりには本当に感動しました。講師の的確な温かい助言に耳を傾ける職員の様子は、「教えてほしい」「吸収したい」という熱意にあふれていました。一人ひとりの子どもと、真摯に向き合うことで見えてくるさまざまな“むずかしさ”。そこから逃げることなく、一生懸命取り組もうとがんばっている職員の様子を窺うことができ、改めて心の底から尊敬しました。これからも応援しています！（編集委員会）

～法人事業計画 抜粋～

これまでの年次ごとの取り組みの経過から、引き続き令和3年度事業として、『安心・安全で、快適・最適な生活・支援を提供できる法人施設環境のハード面の整備』『職員の働く環境を整備することによる人材の確保とともに、職員教育、研修を計画的、継続的に実施し、充実させることによる人的資質の向上、専門性の習得を目指したソフト面の充実』と、ハード、ソフト両面において、質の高いサービスの提供、質の高い障害福祉サービス事業を展開することを、法人運営基本方針の柱として、目標達成に向けた取り組みを行う。

◇ 施設機能の再構築に向けた整備

- ①家庭的な雰囲気、快適・最適な生活環境の提供
- ②外部評価・地域評価に応えられる環境整備
- ③質の高い専門的支援の提供

上記を本旨とし、「地域福祉拠点」としての整備を推進し、「地域福祉ゾーン構想」のもと、外部・地域の方々が日常的に訪れる施設環境を創造する。

◇ これまでの主な施設整備

- ① おかば学園、よろこび荘耐震補強改修工事（補助事業 平成23年度）
- ② 在宅避難スペース改修工事（施設整備費補助事業 平成25年度）
- ③ おかば学園園舎ユニット化改修工事（施設整備費補助事業 平成26年度）
- ④ 陽気寮別棟建設 個室トイレ付8室、シャワー室、物品庫（平成28年度）
- ⑤ 陽気会本館建設 1階＝身体重度者、高齢者介護棟 2階＝児童発達支援センターの保育室、療育室、放課後等デイサービスの教室、訓練室 3階＝法人事務センター機能としての会議室、研修室、地域交流センターとしての多目的ホール（平成28年度）
- ⑥ みのたに園エレベーター設置工事（平成29年度）
- ⑦ リハビリロード、ガーデン工事（平成29年度）
- ⑧ ようき寮防犯フェンス工事（施設整備費補助事業 平成29年度）
- ⑨ ようき寮、よろこび荘デイセンター改修工事（平成30年度）
- ⑩ おかば学園食堂多目的サロン化改修工事（平成30年度）
- ⑪ よろこび荘南館改修工事（施設整備費補助事業 平成30年度）
- ⑫ みのたに園短期入所事業所開設工事（平成30年度）
- ⑬ おかば学園305号室社会福祉研究所開設に伴う改修工事（平成30年度）
- ⑭ 陽気会館放課後等デイサービス増設に伴う改修工事（平成30年度）
- ⑮ サニーサイド宮崎レクリエーション施設開設工事（平成30年度）
- ⑯ 人造庭園工事（平成31年度）
- ⑰ 法人オープンオフィス、コミュニティサロンの開設（平成31年度）
- ⑱ おかば学園2階居住棟個室化改修工事（平成31年度）
- ⑲ おかば学園3階リハビリテーション・セッションルーム改修工事（平成31年度）
- ⑳ 放課後等デイサービスほっとランド開設（平成31年度）
- ㉑ よろこび荘中館ユニット化改修工事（平成31年度）
- ㉒ しごとサポート北部、相談支援事業所移転改修工事（令和2年度）
- ㉓ ようき寮個室ユニット化改修工事（施設整備費補助事業 令和2年度）
- ㉔ よろこび荘北館個室改修工事（施設整備費補助事業 令和2年度）
- ㉕ 神戸市事業所内保育事業開設工事（施設整備費補助事業 令和2年度）



◇ 法人組織体制の整備、ガバナンスの強化

令和2年度末現在、法人事業は旧法4施設を基盤に、新法移行後に開設した10事業所、11グループホーム、最年少2歳児から最高齢92歳までの約430名の方々が利用する多様な事業形態の大規模事業を展開する法人となっている。このため今後一層法人組織体制の整備、ガバナンスの強化、コンプライアンスの遵守に努める。

- ①法人本部機能の整備、充実に努める。
- ②会計事務、請求事務、受付事務等法人事務体制の整備、充実に努める。
- ③人材の確保、定着に向けて、働き方改革、条件の向上を基本に業務、支援体制、内容の再構築を行う。
- ④職員教育、研修を通じて福祉専門職の育成、サービス管理責任者、施設長等法人役職者の育成に努める。
- ⑤知的障害者支援理論、支援方法の体系化をはかり、専門的支援のあり方を構築する。
- ⑥障害者の権利擁護に立脚した、意思決定支援、自立支援に基づく支援を行う。

◇ 今後の事業展開（新規事業）

- ① 事業所内保育事業所の開設
* 令和3年4月1日開設
- ② 外国人介護技能実習生受入事業の実施
* 令和3年2月12日より受入、事業開始
技能実習生（ベトナム人男性4名）
- ③ 高齢者、身体重度者対応日中サービス支援型グループホームの開設 * 令和3年度事業
定員20名（2ユニット）+短期入所5名併設
- ④ 就労支援関連事業の取り組み
* 障害者雇用の推進
神戸市長短時間雇用の取り組み
神戸市就労訓練事業の取り組み
- ⑤ 知的障害児・者のリハビリテーション支援体制の整備
* PT4名、OT2名、ST5名体制のセッション
- ⑥ 単独型短期入所事業の整備
- ⑦ 強度行動障害者支援体制の整備
- ⑧ 発達支援教育研修体制の整備
- ⑨ カンファレンス・カウンセリング室の設置
- ⑩ 福祉・教育連携の取り組み
- ⑪ 福祉・医療連携の取り組み
- ⑫ 厚生労働省科学研究（障害者政策総合研究事業）への参画
* 障害者の高齢化による状態像の変化に係る
アセスメントと支援方法に関するマニュアル作成のための研究

社会福祉法人陽気会 松端信茂

今号では、次年度法人計画の抜粋を掲載させていただきました。4月1日からオープンする保育所の開設準備は、現在大詰めを迎えています。高齢者等のグループホームも、旧ワークセンターの解体工事等が終わり、地鎮祭の準備を進めています。もうすぐ、本格的な春の訪れとともに、ひとつずついろいろなことが始まっていきます。（編集委員会）



保育所 出入口



外国人技能実習生



グループホーム建設予定地

ちょっといいですか？大西ですけど…

— ちょっと変わった「給与」のはなし —

◆「給与」の基本

この3月に各種学校を卒業されて、晴れて社会人となって、福祉という業界で働くことを決めて、希望する法人に就職された皆さまにとっては、大きな期待と少しだけ不安な気持ちでこの春を迎えられていることだと思います。なにを基準にして、この業界、その法人、その施設を選ばれたのか…、その理由は、個人によって違うでしょうが、優先順位は違っても、「給与」が理由のひとつであった方は多いことだと推測します。これは、転職という道を選択された方にも共通するところがあります。

一般的に、この「給与」は、労働の対価として支払われるものとされています。決められた場所で、決められた業務を、決められた時間、決められたとおりに遂行したことへの見返りとして受け取ることができるお金という意味です。通常、この対価については、基本給（本俸）という名称で個人ごとに決められています。この基本給の額は、法人によって違いますし、また、同じ法人でも、本人の学歴や経験によって差があります。また、〇〇手当とかが支給される場合もあります。資格や職種や役職に対して上乘せられるお金ですが、この意味は、通常の労働に加えて、手当の対象となっている資格や役職に見合った働きをすることで支給されるお金であるといえます。

◆「給与」の本当の意味

いずれにしても、私たちは、法人から「給与」を支給されていることに変わりはありません。前段に書いた通り「給与」の額は、職員個々人の業務の内容と、業務の量と、責任の度合いなどが勘案されて決定されています。ですから、一般職よりも、役付者、さらに管理職となるに伴って、（通常は）業務量も増え、責任も重くなるので、給与や手当は上がっていきます。見方を変えれば、「給与」には、その支給元である法人の「期待」が詰まっているといえます。

で、この支給元である法人の収入は、国民の税金と利用される皆さまの利用料からなっています。そこから、給与が支払われるということは…、当然、「給与」の中身は、税金と利用料ということになります。ということは…、私たちは、国民と利用者の皆さまの期待に応えていかなければならないことになります（またしても話を飛躍しすぎだとの声が聞こえてきそうです）。

私たちの「給与」には、額の多少に関係なく、法人、利用者をはじめ多くの方々の期待が詰まっています。その期待に応えることができたかどうか…、そんな気持ちで毎月の給与（明細書）を見続けるのもいいかもしれません。（大）



陽気会は「福祉ゾーン」としてのコミュニティの創造を目指します

陽気会は、1958年9月1日に知的障害児施設おかば学園を開所し、62年目を迎えています。

私たちは、これからも私たちの生活の舞台としての“コミュニティ”をより暮らしやすいよう“デザイン”し、陽気会を拠点とした「福祉ゾーン」の創造を目指して、皆さまと力を合わせて実践していきます。

ラボサポーター(協力会員)募集中です
施設・事業所サポーター 年間 10,000 円
個人サポーター 年間 1,000 円

陽気会の SNS

Facebook Instagram Twitter
フォローよろしくお願いします

編集委員会：松端 克文
朝日 満子・河津 真美
大西 博之・大島 由香利

〒651-1313
神戸市北区有野中町 2-5-19
社会福祉法人陽気会
KOBÉ 北・コミュニティデザイン Lab.
Tel : 078(981)7271
Fax : 078(981)0825
HP : <http://youkikai.or.jp/>
Email: kcclab@youkikai.or.jp

